HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世イギリスの“王立自由礼拝所”:J・H・デントンの所説に関する覚書(下)
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 38(1), 1-45
Issue Date	1989-09-16
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33545
Type	bulletin (article)
File Information	38(1)_PL1-45.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中世イギリスの“王立自由礼拝所”

——J・H・デントンの所説に関する覚書——

(下)

東　出　　功

本稿（下）では，引続き下記の著者の第5章・第6章が扱われる。

Jeffrey Howard Denton,
English Royal Free Chapels 1100-1300,
a Constitutional Study
(Manchester University Press, 1970)

そのうち第5章については，前章までと同様に原著の論旨の輪郭を示す程度に留めるが，第6章は最終章であり，しかも原著全体の総括という性格をも帯びているので，筆者が理解しえた限りにおいて補足・解説を併記しつつ，すべての段落にわたって詳細に言及したい。

なお，参考までに本稿（上）の目次を示しておこう。

《はじめに》
緒　　言
第1章　序　　説
第2章　免属特権の主張
第3章　12世紀の王立自由礼拝所
第4章　13世紀における免属の王立自由礼拝所付属聖堂区

＊　＊　＊　＊　＊

第5章　城内礼拝所
(Castle-Chapels)

この章では下記の通り，国王の城塞の中に設置された“王立”礼拝所のみならず，いわば“非王立”の城内礼拝所にも言及されている。

ROYAL CHAPELS

○ St Mary Magdalene's Bridgnorth (Salop)
○ St George's in the castle of Oxford (Oxon)
○ St Michael's in the castle of Shrewsbury (Salop)
○ St Nicholas's in the castle of Wallingford (Berks)

NON-ROYAL CHAPELS

○ St Clement's in the castle of Pontefract (W. Yorks)
○ St Mary's in the castle of Leicester (Leics)
○ St Mary's in the castle of Exeter (Devon)

(1) 王立の城内礼拝所

まず王城内礼拝所は，当然のことながら国王との特殊な関係によって何らかの特権を享受していた。既述の一連の王立自由礼拝所のうちにも，それらの歴史の初期において城塞都市とかかわりをもつものがある。ドウヴァがそれであり，またペヴンジもその可能性が高い。さらに旧マーシャ地域ではダービやスタッファドがそれである。聖職者のミンスタは，概して人口の集中するところに設立された。しかし征服以後の数世紀を通じて完全免属の王立共住聖堂のうちでは，ブリヂノース聖マリア＝マグダレナ聖堂だけが王城内礼拝所であり，また王城内礼拝所の性格を留めた。創立者はシュロウズベリ伯であるが，1102年にヘンリ1世がこれを没収してパトロンになり，後に国王はその創立者とすらみなされている。これは“共住聖堂 college”の資格を維持し，しかもその参事会長 dean は広大な付属聖堂区 deanery を支配している。12世紀・13世紀の王城内礼拝所のうちには，共住聖堂起源と推定されるものがほかにもある。しかしそれらのばあい，完全な共住聖堂の構成は創立当初に限られるという。ブリヂノースは共住聖堂の構成を留めたばかりか，複数の“免属の付属聖堂区 exempt parish”[1] をもった。ではそのような事例はほかにもあるか (p. 119)。

---

1) 王立共住聖堂の付属聖堂区は第1章で述べられているように，他の聖堂区一般と同様に“parochia (parish)”と呼ばれることもあり，また13世紀以降には“decanatus (deanery)”と呼ばれることが多くなる。後者はその付属聖堂区が参事

会長 decanus (dean) の司牧権限に属していることを示す。

オクスフォード城内の聖ゲオルギウス共住聖堂は，1074年に創立された。創立者は国王の代官としてオクスフォード城を管理する人物であるが，国王はこの共住聖堂に各種の特権を与え，また参事会員に自由寄進の名目で土地を与えている。デントンによればこの共住聖堂は独自の聖堂区をもち，その聖堂区に対して“事実上の”免属特権を行使した。また仮に国王の手中に留まっていれば，いずれは「おそらく聖マルティヌス大教会と同様に“教会法上の”霊的免属特権をすら獲得しえたであろう」という。しかし1149年にいたって，聖ゲオルギウス共住聖堂はやはり王立の Osney 修道院へ寄進され，共住聖堂の資格を失い，付属聖堂区に対する司牧権限も消滅する。そのこと自体はなるほど地位の低下にほかならないが，その後も小規模ながら事実上の共住が続き，国王との関係も断たれておらず，礼拝所それ自体はなおも王立自由礼拝所として留まった[2] (p. 121)。

2) “…… so that the right of his [king's] chapel of St George within the castle of Oxford be saved (1309)” —*Calendar of Chancery Warrants*, I, 228. この時点においてもなお王立自由礼拝所として存続しているが，デントンによればその自由とは司牧権限を欠く礼拝所 chapel *non curate* としての自由であった。またこの時点での共住者は15名で，そのうちの2名は“canons”であるという。母聖堂としてのオウズニ修道院の“regular canons”であろうか。同修道院はアウグスティヌス会派に属しているので，その可能性が考えられる。逆に聖ゲオルギウス王立自由礼拝所はすでに共住聖堂の資格を失って参事会が解散しているはずであるから，その参事会員とは考えがたい。

シュロウズベリ城内の聖ミカエル礼拝所は，かつて共住聖堂であった可能性がある[3]。この城それ自体はブリヂノースの城とともにやはり1102年に，シュロウズベリ伯から没収されて国王の所有に帰した。これが共住聖堂であった可能性はその“参事会長”に言及した史料[4]の存在からも推定されるが，その史料は1315年のもので，それ以前のたとえば1255年の史料には単に“司祭”と書かれている[5]。かつて仮に共住聖堂であったとしても，すでにその実質を失っているということであろう

か。しかしデントンによれば，この礼拝所は司祭の人事権に関して司教権限から免属され，またある聖堂区に対して司牧権限を帯びていたという。その司牧権限は独自の権限というよりも，近傍の他の有力な王立自由礼拝所すなわち聖母マリア共住聖堂の娘聖堂であり，また聖ユリアナ王立自由礼拝所の姉妹聖堂であることに由来するものと推定されている。聖ミカエル礼拝所も，また聖ユリアナ礼拝所も小規模とはいえそれぞれ王立の免属聖堂であった (p. 124)。

3) "Rex constabulario castri sui Salopie salutem. Ostensum est nobis ex parte *canonicorum libere capelle nostre de Salop*'……(1261)" —*C.C.R., 1259-61*, p. 441. この文中の王立自由礼拝所をデントンは城外の"聖母マリア共住聖堂"と推定しているが，原著の文脈からも，またこの文書が王城の代官あての指令書であることからしても，むしろ城内の"聖ミカエル共住聖堂"ではなかったか (p. 121, n. 6)。筆者としては，原著者の誤解よりもむしろ単純な誤植の可能性を推定している。

4) "The *dean* of the free chapel of St Michael in Shrewsbury castle (1315)" —*C.C.R., 1313-18*, p. 173.

5) ① "Simple protection for William B., the chaplains and clerks of the king's chapel of the castle of Shrewsbury, so long as the said W. be *rector* of the said chapel (1255)" —*C.P.R., 1247-58*, p. 173. ② "Grant to Robert de C., king's clerk, of the king's free chapel of Shrewsbury castle, in like manner as Mr A. de D., late *parson* thereof, held it (1295)" —*C.P.R., 1292-1301*, p. 154. ③ "…… for G. de H., *parson* of the chapel in king's castle of Shrewsbury (1313)" —*C.P.R., 1313-17*, p. 28.

ウォリングファド城内の聖ニコラウス礼拝所は，ヘンリ2世治世中から国王の手中に移って王立礼拝所として知られている。1229年に城は王弟コーンワル伯リチャードへ授封されるが，礼拝所関係の聖職禄に関するパトロン権だけは国王の手中に残された[6]。しかし1272年までに，コーンワル伯がこの礼拝所に関して完全な占有権を取得しているものと推定される。また礼拝所それ自体は1278年までに付属の聖職禄を失っており，さらに聖職者の"共住"は続いているが，この時点において"参事会員"は存在しないという[7]。免属特権との関連では「聖ニコラウス礼拝所と付属の諸聖人聖堂との間に緊密な関係が残り，両者はそれぞれ

の領域内の事件に関して司教の裁判管轄権から免属されていた。」[8] デントンによれば「1229年以来この城内礼拝所は王族の手中にあり，国王が直接に支配権を行使するのは稀であった。しかし聖ニコラウス礼拝所は，王立礼拝所としての特権的な地位を失っていない」(p. 126)。

---

6) ① “Rex commisit R[icardo] comiti Cornubie, fratri suo, *castrum Walingford'* cum honore Walingf' …… in dominicis serviciis et feodis militum …… *retentis in manu regis donationibus prebendarum capelle Walingf'* (1229)” —*C.C.R., 1227-41*, p. 258. ② “Confirmation to Mr Walter, archdeacon of Surrey and *canon* of Walingeforde, of the prebend of the same, to which is annexed the parish church of Chauegrave [Chalgrove], notwithstanding that he is beneficed elsewhere (1257)” —*Cal. of Papal Letters*, I, 347. ① の最後に「聖職禄の授与権を国王の手中に保留して」と書かれている。② は教皇勅書であり，この時点では“参事会員”が存在していること，またチャルグロウヴの聖堂区聖堂がその参事会員の聖職禄に付属していることがわかる。

7) ① “…… Edmund, earl of Cornwall, …… gave to St Mary and the chapel of St Nicholas in the castle of Wallingford and to the *master* of the said chapel, for the support of the said master and five chaplains, six clerks and four acolytes there 40 *l* …… (1278)” —*C. Charter R.*, II, 258. ② “*Inspeximus* and confirmation of a charter of Edmund …… *founding a collegiate church in the chapel of St Nicholas*, in the castle of Wallingford (1283)” —*Ibid.*, p. 269. ③ “Licence for the alienation in mortmain by the king's son Edward, prince of Wales, to the *dean* of the free chapel of St Nicholas within Walyngford castle of the advowson of the church of Harewell, co. Berks, not held in chief, as is said, in aid of the sustenance of six chaplains, six clerks and four acolytes serving God in the chapel (1356)” —*C.P.R., 1354-58*, p. 471. ④ “Licence for the appropriation in mortmain by the *dean and college* [of the king's chapel] within the castle of Walyngford, of the church of All Saints in Walyngford, which does not exceed the value of 100 *s* a year; in aid of their maintenance (1389)”—*C.P.R., 1388-92*, p. 4. まず①では“主任者”の存在は知られるが，それも“参事会長”とは書かれていない。しかしデントンは，この主任者を参事会長そのものと見なしている。なおここで“聖母マリア”とは，聖母そのものであって“聖母マリア聖堂”ではない。聖ニコラウス礼拝所への贈与が聖母への贈与と表現されている。②では“共住聖堂”の設立が追認されており，③④ではまた“参事会長”に言及されている。なお①③では“礼拝所司祭”の人数に1名の差があり，後者で

は6名になっている。さらに④では“参事会長と共住聖堂”が明記されており，しかも文中の“諸聖人聖堂”は特定の参事会員のための聖職禄としてではなく，共住者全員の共有財源として与えられている。

8) “…… nec ordinarii loci illius pro exemptione domini regis libertatis cognitionem habent, que post fundacionem dictarum ecclesie et capelle solebant semper dictis capelle et ecclesie pertinere ……” —*Rotuli Parliamentorum*, I, 344 b. 「また同地方所管の司教は，国王の特権に基づく免属領域に関して裁判管轄権をもたない。その管轄権は同聖堂・礼拝所の創設以来の慣習として常に同礼拝所・聖堂に属している。」ここで“聖堂”は諸聖人聖堂を，また“礼拝所”は聖ニコラウス礼拝所を意味し，両者はこの免属特権に関して一体のものとして扱われている。

(2) 非王立の城内礼拝所

国王直轄の城塞内の従って“王立”の城内礼拝所については以上に留め，次に“非王立”の城内礼拝所に関するデントンの記述を要約しよう。まずデントンによれば，いわゆる“自由礼拝所”は国王直轄の城塞にのみ固有のものではないが，このことばを“非王立”の礼拝所に用いるときは必ずしも特権や免属を意味するものではない。すなわち“非王立”の自由礼拝所とは，第1章で指摘されているように，その礼拝所が“exta-parochial”であること，すなわち空間的には特定の聖堂区に含まれながら制度上ではその聖堂区に所属しないことを意味する。

ポンティクラフト城内の聖クレメンス礼拝所はほぼ1090年に創立され，創立者はIlbert de Lacyであるが，国王はレイシ家の当主が未成年の期間に封建主君としての権利において同礼拝所に関するパトロン権を行使したことがある[9]。その後これは1311年からランカスタ家の手中に移り，1322年にランカスタ伯トマスが処刑されてからは，まずエドワード2世妃イサベラが同礼拝所を取得し，後にエドワード3世妃フィリパがこれを継承した[10]。さらに1399年には王立礼拝所になる。問題は“非王立”の時期におけるこの礼拝所のあり方である。その時期の同礼拝所は独自の付属聖堂区を欠いているにもかかわらず，やはり“自由礼拝所”と記載されている[11]。ではこのばあいの“自由”とは何か。デントンによればヨーク大司教が同礼拝所に巡察を試みた形跡がないとはいえ，そ

のことは大司教の裁判管轄権からの免属を意味するものではないという。さらに聖職禄への候補者指名についても，やはり手続きが確定していないということである[12]。またこの共住聖堂の各種権限に関して係争の形跡はない。しかし「大司教は聖職禄への候補者指名について，すでに何らかの権限を確立していた可能性がある。」[13] 要するに“非王立”の“自由礼拝所”は制度の上で特定の聖堂区に含まれないとはいえ，そのこと自体は管区司教との関係において免属されていたことを意味するものではない (p. 127)。

---

9) ① “Rex contulit Magistro Petro, *phisico* regine, prebendam …… in castro de Ponte Fracto, et prebendam …… contulit dominus rex Willelmo de London', *capellano* ipsius regine, vacantes et ad donationem regis spectantes ratione terrarum que fuerunt J. quondam comitis Linc' in custodia regis existentium (1241)” —*C.C.R., 1237-42*, p .329. ② “Grant to Mr Peter, the queen's *physician*, of the prebend …… in the castle of Pontefract, in the king's gift [by reason of his custody of the land and heir of J. earl of Lincoln] (1241)” —*C.P.R., 1232-47*, p. 258. ③ “…… the prebend …… by collation of the king in the church of the castle of Pontefract, to the use of William, queen's *chaplain* (1243)” —*Ibid.*, p. 382. この①は②③の双方の情報を含んでおり，国王はこの聖職禄を王妃の医師ならびに礼拝所司祭の給養財源に利用している。同様の事例は次の史料からもうかがわれる。④ “Grant to Mr R. de B., physician of the queen, of a prebend in the *free chapel* of St Clement in the castle of Pontefract …… in the king's gift by reason of his wardship of the land and heir of Edmund Lacy (1262)” —*C.P.R., 1258-66*, pp. 202 f.; ⑤ “…… to Anthony B. of the prebend …… in the church of Pontefract …… in the king's gift by reason of [as above] (1267)” —*C.P.R., 1266-72*, p. 83. なお④では“自由礼拝所”と書かれている。

10) “……William de M. …… has a canonry and prebend in the *queen's free chapel* of Pontefract (1333)” —*Cal. Pap. Let.*, II, 407. ここに“王妃の自由礼拝所”という文言が見られる。

11) 前注 9) ④。

12) 前注 9) ①⑤の引用部分にさらに次の文言が続いている。① “Et mandatum est *constabulario de Ponte Fracto* ……”; ⑤ “with mandate to the *archbishop of York* [Walter Giffard], to assign him [Anthony Bek] a stall in the choir and a place in the chapter.” この双方の史料において手続きの不一致が

顕著に見られる。① の指令は城の代官に対してなされ，⑤ では大司教が指令を受けている。

13) 係争がないことの一つの背景として，デントンはこの時点におけるヨーク大司教ウォールタが直前まで国王の大法官であったこと，また後任の大法官がその弟ゴドフリであることを示唆している。国王との係争は実弟との係争にもなるということか。しかし著者はそのような偶然の事情よりも，すでに大司教権限が確定していたという可能性を重視している。

レスタ城内の聖母マリヤ共住聖堂も“非王立”の城内“聖堂”である。これはポンティクラフト聖クレメンス礼拝所と異なって“礼拝所”とも，またあるいは“自由礼拝所”とも呼ばれていないが，まさに“城内”に設置されたことからして簡略に言及されている。この共住聖堂はおそらく 1107 年にレスタ伯によって創立され，あわせて 6 聖堂が娘聖堂として寄進された。レスタにはほかに St Mary de Pré 修道院があるので，これは St Mary *de Castro* と呼ばれている。この城内聖堂は 1143 年にド＝プレ修道院に寄進されたが，聖クレメンス礼拝所とは異なって独自に聖堂区をもち，その司牧のために修道院からの推薦に基づいて聖務代行者を配置した。また同聖堂は，共住聖堂の体制を持続しあるいは再度取得したという。聖母マリア＝デ＝カストロ聖堂は司教権限からの免属特権をもっていたらしく，修道院長が共住聖堂それ自体の内部に関して司教権限を行使した。しかしその一方で，聖堂区聖堂としての側面すなわち聖堂区住民の司牧に関してはリンカン司教の霊的権限に服属している。いずれにせよデントンは用語の意味を再確認しつつ，聖母マリア＝デ＝カストロ聖堂の性格を次のように総括している。まずこの聖堂自体は「それ独自の聖堂区をもつことからして“自由礼拝所”つまり“礼拝所”ではなかった。しかしこれが仮にウォリングファド聖ニコラウス礼拝所のように王城内の王立共住聖堂であれば，おそらくは“自由礼拝所”と呼ばれたであろう。このことばには二つの意味がある。一方では独自の聖堂区を欠く礼拝所“non-parochial chapel”がそれであり，他方では特権的な王立礼拝所“privileged royal chapel”の意味で用いられる。聖母マリア＝デ＝カストロ聖堂は，この両者いずれの部類にも属

しない。同聖堂は免属特権においてもまた例外であった」(p. 128)。

他方エクセタ城内の聖母マリア共住聖堂は，そのような免属特権を欠いていた。従って城内の非王立共住聖堂が一般に司教権限から免属されていたという結論は，ここでも成立しない。またここでは1154年から“城”の支配権が国王に移る一方で，城内の“共住聖堂”の占有権はデヴン伯の手中に残り，15世紀の初葉には“自由礼拝所”と呼ばれている[14]。エクセタ司教との関係でいえばこの共住聖堂は免属特権をもたず，1322年には司教自身が実際に巡察権を行使し礼拝所の荒廃状態[15]について改善命令がなされている。しかしデントンは，その後の司教が巡察権限をもちながら，それを実際に「行使するほどの自信をもちえたか否かは疑問である」という (p. 129)。

14) “Richard C. …… prebendary of the prebend or warden of the *free chapel* of Heies [Hayes] within the castle of Exeter (1410)” —*C.P.R., 1408–13*, p. 117. この文言には語順の点で疑問が残る。著者の理解にそくしていえば “prebendary of the prebend of Hayes [*i. e.* warden of H.] in the free chapel of St Mary within the castle of Exeter” となろう。そもそもヘイズはエクセタから30キロメートル以上も離れており，従ってエクセタの“城内”ではありえない。文言の意味は，ヘイズの聖職禄が城内の聖母マリア礼拝所に付属し，その占有者がこの共住聖堂参事会に議席をもつということではないか。史料集の編者が原文の語順をそのまま再現したものか。なおこの共住聖堂はヘイズのほかにも3件の聖職禄をもっていたが，それらはいずれも司牧権限を欠いていた。

15) 「日常の礼拝が完全に放棄されていることは明白で，礼拝所は廃墟も同然である。いたるところで空がのぞかれ，扉が破壊されている。」巡察の結果がこのように記録されている。

第5章の最終段落では，主として国王の城内礼拝所について若干の付記がなされている。まず当然のことながら，王城に限らずすべての城に私的な礼拝所があり，しかもたとえばドウヴァの王城には内部に三つの礼拝所が設置されていた。またブリヂノースの王城やレスタの伯城のように城内聖堂が在俗共住聖堂の構成をとるところでは，ほかに国王専用・伯専用の城内礼拝所が特設されていた。城内礼拝所には，共住聖堂級の大規模礼拝所もあれば小房に祭壇を設置した程度のものもあり，規

模・性格ともに多様である。

ウィンザの王城内にはヘンリ3世治世までに4件の礼拝所が確認され，そのうち“エドワード証聖王の礼拝所”は1348年に参事会員の共住聖堂になり，同時に“聖ゲオルギウスの礼拝所”と改称された。この新しい城内礼拝所の司祭は同年まで国王の収入から賃金を支給され，外部に聖職禄をもたなかった。しかしすでに1311年に勅令によって4名の礼拝所司祭が配置され，後に8名に増員されている。勅令によれば国王の大法官が可能な限り毎年この礼拝所を巡察し，装飾品・蔵書・祭壇など設備の保管状況，勤務者の賃金の支給状況，勤務者の定員の充足状況などを確認することになっている。しかし大法官の毎年の巡察は完全に規定化していたとはおもわれず，1339年には大法官の代行者として国王の特別委員による巡察が行われている[16]。ここには礼拝所司祭の小共同体があり，外部に聖職禄をもたず，また聖堂区の司牧権限もない。しかしこの王立礼拝所それ自体が司教から免属されていたことには疑問がない。

16) “Commission to N. and W., to make a visitation of the king's free chapel in Windsor Castle, as it is reported that the warden and chaplains maintained there by king's alms …… have often absented themselves for a long time from the chapel without licence …… and that many of the ornaments of the chapel are missing (1339)” —*C.P.R., 1338-40*, p. 354.

ノッティンガム王城内の“自由礼拝所”は，エドワード1世治世を通じてそれ自体が単一の聖職禄で構成されており，またそれも全面的に国王からの贈与に依存し，国王の聖職者官僚1名の給養財源になっていた[17]。さらに小規模の城内礼拝所では専任の常勤者を欠き，近隣の聖職者に依存することもあった。たとえばモールバラの城内礼拝所では聖ヨアンネス施療院の主任に依存し，またスカーバラの城内王立礼拝所ではシトー派の修道士が何らかの権限をもっていたものと推定される[18]。ほかにたとえばヘリファド城内の聖マルティヌス礼拝所では，国王がかつての城内礼拝所に対するパトロン権を失い，その結果として城内に別な建物を

調達する必要に迫られている。要するに城内礼拝所の実情は，それぞれの事例に応じていちじるしく多様である。

17) “Ratification of a gift, for life, made …… to William de Hakeburn of the prebend which Roger de Harewell, deceased, held in the castle of Nottingham (1275)” —*C.P.R., 1272-81*, p. 83. “Grant to Nicholas de Clere of the prebend of the king's chapel within the castle of Nottingham, void by the resignation of W. de Hakeburn (1277)” —*Ibid.* p. 199. “Grant to William de Byrlay, king's clerk, of the free chapel within the castle of Nottingham (1302)” —*C.P.R., 1301-07*, p. 98. “Grant to Roger de Sheffeld, king's clerk, of the free chapel in the castle of Nottingham (1307)” —*C.P.R., 1307-13*, p. 11.

18) “The king wishes to be fully certified of the right which the *monks of Cisteaux* have in the church and in the king's chapel within the castle of Scarborough, for which they have charters of kings Richard, Henry, and Edward I, as they say (1313)” —*Cal. Chancery Warrants*, I, 386.

王立の城内礼拝所の数は増加傾向にあった[19]。デントンによれば「王立の城内礼拝所はすべて司教から免属されていたと見るべきで，その逆の証拠は見当らない。」しかし聖堂区司牧の責任については，少数の城内礼拝所にしかそれが確認されない。かつてオクスフォードの王立城内礼拝所は，若干の司牧責任を帯びていた。シュロウズベリやウォリングファドの王立城内礼拝所にはなおも若干の司牧責任が残っている。しかしブリヂノースの事例を別とすれば「13世紀に王立城内礼拝所が増加したとはいえ，そのことは国王の霊的免属領域の増加を意味するものではない」(p. 131)。

19) “Order to cause to be paid to the king's clerk Thomas de Nova Haya …… the king having granted to him …… his free chapel within the castle of Rokesburgh [Roxburgh] …… when the castle was in the hands of the king of Scotland as in the hands of the late king [Edw. I] ……(1309)” —*C.C.R., 1307-13*, p. 96. ここではスコットランドのロクスバラの城内礼拝所が“王立自由礼拝所”と明記されている。ほかにウェイルズでは Holyhead (Anglesey) の城内共住聖堂が国王の所有に帰した。デントンによれば，征服もまた城や礼拝所の増加要因になっている。

第6章　霊的自由の残存
(The Survival of Spiritual Freedom)

デントンの最終章はこれまでの情報の整理から始まっているので，本稿でもあらためて王立自由礼拝所を列挙し要点を反復した上で，最終章の問題の所在を確認したい。なお一口に王立の礼拝所あるいは共住聖堂とはいっても，その性格はすでに述べたようにきわめて多様で単純な分類が不可能である。以下の最初の22件は，本章におけるデントンの記載順序によっている。最後の12件はほかの章の記述から収録した。いずれにせよこれは，デントンの著書に記載されている礼拝所の一覧表であって，王立自由礼拝所のすべてではない。

ROYAL FREE CHAPELS

1. St Martin's-le-Grand London
2. Wimbourne Minster (Dorset)
3. Wolverhampton (Staffs)
4. St Mary's Stafford (Staffs)
5. Penkridge Stafford (Staffs)
6. Tettenhall Stafford (Staffs)
7. St Mary's Shrewsbury (Salop)
8. St Mary Magdalene's in the castle of Bridgnorth (Salop)
9. All Saints Derby (Derby)
10. St Oswald's Gloucester, priory O.S.A. (Glos)
11. Bosham (Sussex)
12. Bromfield, priory O.S.B. (Salop)
13. St Martin's Dover, priory O.S.B. (Kent)
14. Waltham, abbey O.S.A (Essex)
15. Gnosall (Staffs)
16. Steyning (Sussex)
17. Blyth (Notts)
18. Pevensey (Sussex)
19. St George's in the castle of Oxford (Oxon)
20. St Michael's in the castle of Shrewsbury (Salop)

21. St Juliana's Shrewsbury (Salop)
22. St Nicholas's in the castle of Wallingford (Berks)

NEWLY CLAIMED ROYAL FREE CHAPELS

23. St Mary's Hastings, secular college (Sussex)
24. St Buryan's, secular college (Cornwall)
25. Tickhill (W. Yorks) *alias* Blyth [cf. Blyth (Notts)]

NEW ROYAL FREE CHAPELS of the 14th c. [secular colleges]

26. St Edith's Tamworth (Staffs)
27. St George's in the castle of Windsor (Berks)
28. St Stephen's Westminster

KING'S FREE CHAPELS [not *royal* but *king's*][1)]

29. Aber (Carn., Wales)
30. St John Colney (Herts)
31. Faxfleet, on the manor of (E. Yorks)
32. Marlborough, in the castle of (Wilts)
33. Nayland, on the manor of (Suff)
34. Windsor Park, on the manor of (Berks)

なお以下の各段落には＜　＞内に小見出しを示した。これは筆者の判断によるものであって，原文にはない。

1) ほかに “royal 'hermitage' of Cripplegate London” なるものの存在に言及されている（原著，9頁）。

＜王立自由礼拝所・聖堂区・在俗共住聖堂＞

王立礼拝所は聖堂区の司牧責任をもたないものでも，それ自体は司教権限からの免属特権を享受していた。そのことには共通の合意があり異論のないところであったが，ブラクトンによれば“礼拝所”は単に特権を享受しうるのみならず，とりわけ“王立礼拝所”ともなれば独自に聖堂区聖堂をもつこともありえた（本書第1章）。前記の通り，エドワード1世治世に新規に王立自由礼拝所として主張されたものがある [23, 24, 25]。これら3礼拝所を別とすれば，少なくとも22の礼拝所 [1～22] が12世紀・13世紀中のいずれかの時期に，単数あるいは複数の聖堂区をもった。このうちペヴンジ [18]・オクフォード [19] だけを例外として他

の20聖堂は，不安定ながらもそれぞれに聖堂区の司牧権限に関する自由を残しており，しかも最初の10礼拝所には14世紀の初頭に完全免属の付属聖堂区が在存した。デントンの用語法で狭義の“王立自由礼拝所”とは，王立礼拝所のうちで付属聖堂区の司牧責任を帯びているものに限定される[2]。しかも「とりわけ重要な“王立礼拝所”つまり“王立在俗共住聖堂”のみが実際に聖堂区をもちえた」(第1章)。さらに著者はある聖堂に関して聖職禄の在存が明白であれば，仮にほかに史料が欠けていても，それだけで共住聖堂の資格が推定されるという。在俗参事会員の在存は多数の王立自由礼拝所について立証可能であるが，ほかの王立礼拝所では聖職禄の史料しか確認されない。若干の事例においては，礼所拝あるいは礼拝所聖堂区の歴史の初期段階にのみ在俗共住聖堂の在存が推定されるに過ぎない[17, 18, 20]。このように若干の例外があり，また上記の22礼拝所の一覧表が必ずしも網羅的でないとはいえ「既存の証拠からすれば，王立自由礼拝所は同時に王立在俗共住聖堂でもあったという可能性が高い」(p. 133)。

---

2) 原著者はこの狭義のばあいに“*royal* free chapel”という表現を用い，史料に“*king's* free chapel”と書かれているものすべてを“royal free chapel”とは呼んでいない。そのことにはすでに言及されているが，念のため重ねて付記しておこう。上の表の[29]以下は狭義の“王立自由礼拝所”に含まれない。

＜本章の課題：霊的自由の残存＞

デントンはこれまでの記述の要点をこのように整理した上で，本章の問題の所在を指摘する。まず第1に，王立自由礼拝所と国王のパトロン権との関連も問題たりうるが，それは別個に詳細に検証されるべきであるとして，本章の課題からは除外されている。王立礼拝所の参事会長職は国王の聖職者官僚にとって司教職への訓練の場であり，国王宮廷の重臣はその参事会長職に強い関心を示した。しかしすでに第3章でも触れたように，ジョン王治世中にかなりのパトロン権が国王の手を離れている[5, 9, 11, 15, 16, 17, 18, 19]。それのみかすでに11世紀にも，おそらく多くの王立共住聖堂あるいは旧“ミンスタ”が国王の手を離れてい

た。従って「12世紀・13世紀における王立共住聖堂について，単に国王の“パトロン権”のみを研究することは，当然のことながら“特権”全般の研究よりも狭くなる」[3] として，当面の課題から除かれている。

3) 本稿(上)の冒頭で述べたように，筆者の年来の関心はまさにこのパトロン権に向けられてきた。その立場からすれば，デントンの見解は，関心あるいは観点の相違といわざるをえない。パトロン権を単に“権利”あるいはその内容の側面で問題にするならば，その研究はなるほど狭い。筆者自心の関心は，あえていえばパトロン権の内容ではなくその現実の機能に向けられている。

第2の問題は，王立自由礼拝所のその後の歴史を追跡することである。国王の手中の参事会長聖堂区は教会の正規の階層秩序に編入されず，その系列から免属されたままで存続するが「それらは宗教改革以前の国王にとってどの程度に重要であったか」という問題である。免属特権は16世紀以降にも存続し，免属領域の最終廃止は1847年である。たとえばシュロウズベリ聖母マリア礼拝所は，1837年においてもなお“主教”からの免属特権を享受した[4] (p. 134)。

4) その責任者 minister *or* official は，単に主教から免属されるのみならず，実質的に多くの主教権限をも兼ねていた。彼は独自に主教代理 surrogate を任命し，聖堂区内の死亡者の遺言等の検認のために独自の法廷をもった。しかもその聖堂区はきわめて広く，シュロウズベリ市街地のほぼ4分の1のほかに市街北方ほぼ10キロメートル以内の数個の集落をも含んでいた (T. Phillips & C. Hubert, 1837)。

しかし本章の課題はこのいずれでもなく，いわば第3の問題であり「本研究それ自体の主題と直結」する問題である。この著書の“主題”とは，あらためていうまでもなく12世紀・13世紀の“王立自由礼拝所”それ自体である。本章の表題における“霊的自由の残存”とは，その“霊的自由”がまさに王立自由礼拝所それ自体に体現されて“残存”するという事実にほかならない。またここで“残存”とは，以下の記述全般からして“前代からの”残存であり，14世紀以降つまり“後世への”残存ではない。本章の課題は，筆者なりの理解に基づいて補足するならば，そのように説明されよう。

＜“古い時期”の主張＞

13世紀には，王立自由礼拝所が“古い時期”に創設され寄進されたという主張がなされた。この“古い時期”とは，イングランド王国に「司教制度が設定される以前から」ということであり，また王立自由礼拝所は「昔から一貫して司教の裁判管轄権から免属されてきた」という主張もなされた。ではこの主張に何らかの史料上の根拠があるか。王立自由礼拝所のうちには，なるほど“古い時期”に創設されたものが少なくない。しかし“国王直轄荘園礼拝所”あるいは“王立自由礼拝所”という用語にせよ，またこれらの用語から連想されるような特権にせよ，実際に12世紀起源のものといえるか。王立自由礼拝所のうちには，ウォールタム [14] や聖マルティヌス大教会 [1] のように比較的新しく創設されあるいは新しく構成されたものがある。またすでに第1章で述べたように“capella regia”“capellaria regia”“dominica capella regis”などさまざまな用語があるとはいえ，同じ用語が特権において常に同質の王立聖堂を意味したといえるか。その同質の証明は，デントンによれば12世紀においてすら容易でない。バトル修道院やウェストミンスタ修道院は，第3章で述べたようにその特権に関して“sicut dominica capella”と書かれている。この両者のばあいもまた，同一の文言が同質の実体を意味するものではなかった。王立の特権聖堂に関する“カペラ”あるいは“カペラリア”という用語は，イングランドでは12世紀にはじめて使用されたと結論せざるをえない。アングロ＝サクソン語には，それらの同義語が存在しないと推定されるからである。では結論として，王立自由礼拝所に関する国王の主張が12世紀にはじめて顕在化し，13世紀にさらに鮮明になったといえるか。著者はここでとりあえず「この結論の完全否認は容易でない」と述べている (p. 135)。

＜旧ミンスタの衰退・残存＞

これを筆者なりにいいかえるならば，11世紀と12世紀との間に“断絶”を想定するか，あるいは逆に“連続”を想定するかということであり，デントンはひとまず“断絶説”の可能性を示唆したことになる。仮

に“断絶説”をとれば，国王の主張はまさに“新主張”にほかならない。逆に“連続説”をとれば，12世紀の王立自由礼拝所は本章の表題にある通り“残存”にほかならない。次の段落では，デント自身が一方の“連続説”の可能性に言及する。

まず国王の主張は“新主張”と見なすべきか。デントンは今しがた述べたようにその可能性を示唆した上で，その“新しさ”の論証に関しては「最初から必ずしも容易でない」という。何故か。12世紀・13世紀の王立共住聖堂はその大半が“残存物”であり，しかもそれらはすでにアングロ＝サクソン後期に衰退過程にあった。いいかえると衰退しながらも残存したということであり，それらの繁栄の時期は未来よりもむしろ過去にあったという [12, 13, 16]。またアングロ＝サクソン期のミンスタはすべてが司教座に従属し，その派出所として各聖堂区に配置されたものか。デントンはその可能性を否定し，その多くはかつて司教ではなく国王のミンスタであったという。

> 「ハンドレドは……国王の“tun”あるいは“vill”を中心とする行政区画に起源をもつことがあり，国王はこれら中心集落に聖堂を創設してハンドレド全体の司牧に当らせたものと推定される。10世紀・11世紀の“旧ミンスタ”とはそのような聖堂であり，そこには大規模な寄進がなされ，司祭の共同体あるいは参事会員が引続きそこに勤務してかなり広大な聖堂区を司牧することがある」(Barlow 1963, p. 184)。

フランク＝バーロウのこの一節は，デントンによればまさに事実の一部を伝えるもので，ボザム [11] はそのようなミンスタの典型例であるという。国王のミンスタのうちには修道院になったものがあり，また修道院へ寄進されたものもある。しかも旧ミンスタはいずれも荘園聖堂の増加によって衰退過程にあり，聖マルティヌス大教会という極端な例外もあるが，12世紀は王立共住聖堂にとって概して衰退の時期であった。さらに新設の共住聖堂のうちで城塞の内部に設置されたものは，その城塞

が国王に移管された結果として，王立自由礼拝所と見なされることもある。しかしそれは3件か4件 [8, 19, 22; 20?] に留まり，そのうちで国王自身が創設したものは皆無である。またこれらの共住聖堂は，国王に移管された後ですら付属の聖堂区へ免属特権を“自動的”に拡大したとは限らない。ブリヂノース [8] の参事会長は，免属の聖堂区をもつことになった。その聖堂区は市街地を囲む一元的領域であり，その事実はこの共住聖堂が征服以前から存在したことを示唆する。征服以前からの，あるいはおそらく征服以前からの共住聖堂は，ブライス [17] を例外としてすべて一元的裁判管轄領域をもっている。これに対して次の3共住聖堂は12世紀中に複数の聖堂を付属聖堂区とともに寄進され，しかもそれらは一元的領域を構成せず各地に分散している。まず聖マルティヌス大教会は，配下の大半の聖堂区聖堂に関して免属特権を享受した。しかしオクスォード [19]・ウォリングファド [22] は配下の聖堂に関して免属特権を獲得しえなかった。ウォリングファドはわずかに配下の All Saints 聖堂のみに関して免属特権を取得しえた。聖マルティヌス大教会のような特異な事例を別とすれば「12世紀の王立自由礼拝所に関してまさに衝撃的なことは，国王の側に新政策・建設的政策と呼ぶべきものが完全に欠けているという事実である。革新の実績が見られないのみか，新規の権利主張の証拠すら僅少に過ぎない」(p. 136)。

＜既得権の防衛＞

では当時の国王は，王立自由礼拝所に対してまったく無関心であったか。デントンによれば，12世紀の末葉には司教側の統治体制がとりわけ顕著に強化され，この時期は王立共住聖堂の歴史においてもきわめて重要であり，若干の聖堂にとっては試練の時期であった。たとえばボザム [11] は，第3章で述べたように，免属の範囲が共住聖堂の内部に限定された。しかし他の王立聖堂においてはその慣習上の地位にさほどの変化が見られず，聖職者の任命権はすでに不動のものになっている。王立自由礼拝所の特異な地位は，著者によれば「他の俗人の聖堂が司教の裁判管轄権を完全に許容している」こととの対比において鮮明になっている

という。またこの時期の国王側に何らかの政策があるとすれば，それはまさに“既得権防衛の政策”であった。司教が警戒心を強めている状況下では，王立自由礼拝所の特権の顕著な“拡大”は期待しえない。しかし他の俗人の聖堂が既得権を失っているにもかかわらず，国王側ではまだしもそれを“防衛”しえたということであろう（p. 136）。

＜司教の慣習賦課からの自由＞

他方，王立共住聖堂の権限の実体を13世紀以前にさかのぼって追跡することは，史料の状況からして容易ではない。司教による慣習上の諸賦課の実体にせよ，またその諸賦課からの自由の実体にせよ，勅許状に詳細な情報が欠けていることからして，その解明がいちじるしく困難である。慣習上の権限に関しては聖堂によって各様の差異があるにもかかわらず，それらは勅許状で概括的文言によって表現され，内容が克明に明記されるとは限らない。修道院に対する司教の慣習賦課の権限譲渡はすでに通例化しており，たとえばノルマンディでは俗界領主に対しても広範な譲渡がなされている。しかもこの慣習賦課については，これを単に財政上のものと考えてはならず，その収益は裁判管轄権の裏づけなくしては享受しえない。いいかえると慣習賦課は本質的に財政的なものであるが，前出の“procuratio”を司教の巡察権限から分離することも，また“synodalia”を司教管区会議への出席義務から分離することも困難であった。司教の慣習賦課の具体的内容は，まだしもある勅許状の文面から，すなわちハスキンズの引用部分から推定される[5]。それによれば司教の徴発や司教の干渉からの自由とは，要するに「司教の慣習賦課からの自由であったに相違ない」[6]（p. 137）。

---

5) “aecclesiam S. Marie de Berlo et altare et omnes reditus eorum, decimas scilicet, primitias, sepulturam, sinodalia, circada, et omnes forfacturas ad ipsam aecclesiam pertinentes, hoc est: sacrilegium, latrocinium, infracturam cimiterii, et cum omnibus commissis episcopo pertinentibus.” — Haskins 1918, p. 33, n. 129. これを分類・整理すれば以下の通りになろう。

(1) redditus (rent, revenue) ——通常収入

○ decima (tithe, tenth) 十分の一税

○ primitia (first fruits) 初年度収入の献納
○ sepultura (burial right or fee) 埋葬謝金
○ sinodalia (synodal due) 司教管区会議への献納
○ circada, -cata (payment to visitor) 巡察者への献納
[cf. procurationes ratione visitationis]
(2) forfactura (forfeiture, penalty) ——臨時収入 (罰金)
○ sacrilegium (sacrilege) 聖所瀆聖の罰金
○ latrocinium (fine for larceny) 窃盗の罰金
○ infractura cimiterii (breach of cemetry) 墓所瀆聖の罰金
(3) commissia (fine, penalty) ——その他の罰金

6) 1060×1061年のブロムフィールド [12] への勅許状にも，また1068年の聖マルティヌス大教会 [1] への勅許状にも，特権に関して例外的に克明な記載がある。それらの文言には後代の改変・挿入の可能性があり，それ自体としては信憑性を欠くが，デントンによればそれらが後に間もなく別な文書の中にも明記されることになるという。

＜“残存”の確認＞

史料の文言についていえば，ヘンリ1世の治世にたとえばコヴェントリ司教は，ウルヴァハンプトン [3] の権限確認に当って「永久の権利によって，また妨害されることなく」という抽象的な文言を用いた。しかしヘンリ2世治世には，グロスタ [10]，ウォールタム [13]，ブロムフィールド [12] に関して現地司教からの自由が文面に明記されている。とりわけブロムフィールドのばあいには，第3章で述べたようにヘレファド司教が国王直轄荘園礼拝所の免属特権を明示的に確認している。これは自由がすでに確立していることの強力な証拠である。国王直轄荘園の王立共住聖堂について史料の文面で「司教の干渉からの自由が確認されるということは，ある意味では予想された事実が確認されたことにほかならない。」各種の教会特権領が征服以前から存在したことは，もはや疑うべくもない。しかも「特権において国王のミンスタの水準を超えるような聖堂は，仮にあったとしも僅少であろう」(p. 138)。

＜司教権限——自由の限界と質的転換＞

デントンは次に司教権限の具体的内容に立入って言及している。たとえばブロムフィールド [12] では“プロクラティオ”の免除すなわち巡察

者への献納からの自由が証明され，ウォールタム [14] では聖職禄への候補者任命に対する司教の干渉からの自由が証明される。しかし著者は，この両者において司教からの全面的な自由が達成されたとは考えていない。ブロムフィールド [12] の前身は在俗共住聖堂であるが，すでに第3章で述べたように修道会へ寄進され修道院に転換されている。このばあい国王は，ブロムフィールドの修道参事会長をヘレファド司教の裁判管轄権から免属しており，その事実はなるほど重要な特権の残存を示唆する。しかしデントンによれば「司教からの自由が単に徴発からの自由のみならず，司教の“potestas jurisdictionis”つまり裁判管轄権からの自由をも意味するとしても，司教の手中にはなおも司祭等に対する叙品権“potestas ordinis”が残った。」[7] また仮に管区司教の叙品権を排除しえても，たとえばウォールタム [14] では，他の司教を選択しその叙品権に依存せざるえなかった。しかもこの慣行が王立自由礼拝所の通例であったという証拠もない。司教の慣習賦課からの自由とは，必ずしも司教からの全面的な免属を意味するものではない。さらに聖堂区住民に対する司牧権限については，12世紀において問題が根底から変質する。「司教からの自由とは，12世紀の初頭には“episcopalia”すなわち事実上の司教権限の占有であったが，同世紀の末葉における司教からの自由とは，教会法上の免属“canonical exemption”であった。一方は他方に発展し転化することもあるが，この2種類の自由はそもそも二つの異質な“世界”に属する」(p. 139)。

---

7) デントンはこの裁判管轄権を「司教管区に関する行政・立法・司法の権限」といい，また叙品権に関連して司教は「秘蹟とりわけ復活祭・聖霊降臨祭における洗礼の秘蹟の権限（必ずしも排他的権限ではないが）に関して，また堅振，司祭の叙品，献堂ならびに祭壇・聖器・聖香油の奉献など各種秘蹟の権限に関して首位にあった」という (cf. Barlow 1963, p. 243)。このばあい“首位”にあるとは，事実上の司教であることを意味する。

＜事実上の司教権限の占有＞

デントンは，12世紀の初葉・末葉における“自由”の質的相違をこの

ように総括している。いいかえると同世紀の初葉・末葉を対比することによって，著者は“自由”の質的転換の時期が12世紀中であることを示唆した。ではかつての“事実上の司教権限の占有”とは，王立共住聖堂にのみ特有の事態であったか。そこでまず著者は，1092年のウスタ司教座聖堂の修道参事会に関する訴訟に言及する。それは修道参事会の娘聖堂に対する司教の慣習賦課の徴収権に関する訴訟で，その訴訟経過から逆に争点の徴収権が参事会長および修道士の既得権になっていたことが推定されるという。このばあいの徴収権とはこの賦課の取得権を含むものではなく，取得権は依然として司教自身に属していた。問題は「司教補佐や地方主任司祭 rural dean が介入を許されていない」ということである。筆者なりに補足するならば，司教権限の代行者として司教補佐や地方主任司祭の徴収権が否定されている点において，修道参事会による“事実上の司教権限の占有”が確認されるということであろう。司教座聖堂の修道参事会とは，いわば局地的権力に過ぎない。その局地的権力ですらこれほどの特権を留保しえたとすれば，国王のミンスタはその娘聖堂に対してこれ以上に大きな特権を享受していたという推定が可能になり，ミンスタそれ自体が“事実上の司教権限”の占有主体であったと推定される。その意味は単に徴収権に留まらず，取得権をももちえたということであろうか。この段落の著者の記述は過度に簡略であるが，文脈からはそのようにも判断される。また著者は征服以後の一連の史料から受ける印象として「王立自由礼拝所に関する研究は“一群”のものとしてなされてこそ説得力をもちうる」といい，しかも各聖堂の発展過程に多様な差異があろうとも，それらは基本的に“一群”であるという判断を示している。すでに第1章でも述べたように，1295年に，すなわち「13世紀の末葉の時点ですら，聖職者は特に重要な王立自由礼拝所を一覧表の形で列挙している。王立礼拝所の地位がこのように持続的であるという事実は，まず国王のミンスタの起源の古さを証明するのみならず，過去におけるそれらの均質性を証明する。」またその均質性と

仮に「厳密に“一群”ではないとしても，少なくとも“一類”とし

ての均質性」であった。たとえばコヴェントリ司教の指摘（1102×1113年）によれば「ウルヴァハンプトンのまさにこの聖堂はかって“王冠に所属する国王自身の礼拝所”の一つであった。」[8] ほかにもたとえばドウヴァ [13]・ブロムフィールド [12]・ボザム [11] ならびに聖マルティヌス大教会 [1] において，1024年から1066年まで国王直属の聖職者との特別な関係が知られるということは，王立礼拝所がかつて国王宮廷と結付いていたことを示唆しているという[9]。では王立共住聖堂の特権はどの程度にまで及んでいたか。仮に司教権限を全面的に排除するとすれば，聖香油の調達権限のみならず叙品権・聖別権をも排除することになろう。しかしそのような全面的な排除の証拠はなく，また「司教からの完全分離が私有聖堂制度の基本性格とはいえず，さらにおそらくは聖堂区をもつミンスタ全体に共通の基本性格でもない。」その反面で著者は「ミンスタが司教に従属しまた司教が大司教に従属する形で，教会権力の階層秩序に組込まれていたと考えるのも性急である」という。かつて802年に教皇レオ3世はマーシャ王に書簡を送り，その中であえて各司教管区における大司教の権威の尊重を要請し，あわせて「各司教の権威のみならず各修道院の権威」[10] についても相応の尊重を求めている。この事実は逆にいえば，大司教権限・司教権限の不徹底を証明するものではないか。また著者によれば，後の「リチフィールド司教自身の司教管区はたまたま旧ミンスタ付属の“聖堂区”であったが，一般に各司教それぞれの“司教管区”と“旧ミンスタの司教管区”との差異はあえて特筆するまでもなく無視しがたい」という。さらにその後には，両者の「差異がどの程度まで分離を意味するかはまったく別な問題である」[11] という一文が続いている（p. 140）。

---

8) “Hec quidem ecclesia de Wlfr[unehamptona] una erat antiquitus de propriis regis capellis que ad coronam spectabant.”

9) ここでデントンは王立礼拝所と国王宮廷との結付きに関連してイギリスの“Chapel Royal”とカロリング家の“Pfalzkapellen”との比較に言及している。双方の宮廷礼拝所は単純に比較しえないとしても，両者の間には明白な類似性が認められるということである。後者もまた娘聖堂としてあるいはおそらく付属聖職禄

としての“Fiskalkapellen”をもっていた。さらに注目に値することとして「初期の王立礼拝所あるいは王立礼拝所の付属聖堂区は，アンジュ朝の“ancient demesne”の主張から推定される以上に“ancient demesne”の実在に関する明白な証拠」であるという。要するに“旧国王直轄荘園”は単なる推定ではなくて，まさに実在であった。さらに「カロリングの伝統では免属特権の原則は国王自身の占有と直結していた」という指摘に続いて，この伝統はカロリング家に限ったことではなく，イギリスにおいても同様であったと考えられている。

10) “tam episcoporum quam monasteriorum”

11) この最後の二つの文の意味は必ずしも明瞭でない。まず“旧ミンスタの司教管区”とは，かつてヨーク・リンカン・リチフィールドなどの司教座聖堂が名実ともに“ミンスタ”であったことから，その当時の“聖堂区”それ自体が“司教管区”でもあったということか。またイングランドの司教座は1244年までに統廃合がひとまず完了し，それ以降は16世紀中葉の国教会成立以後おける主教座増設まで数にも領域にも変化がない。著者がここで“差異”というのは，統廃合の以前・以後における不一致であろうか。さらに“分離”とは司教権限からの“免属”であろうか。最後の一文は，たとえ問題の“差異”が生じたとしても，そこから直ちに“免属特権”の変質を想定しえないということか。

＜例外——ケントのばあい＞

ほかにもたとえばドウヴァ [13] の王立礼拝所は，ドゥームズデイ調査の前後いずれにも，ケントの他のミンスタと同様に，カンタベリ大司教に対して慣習賦課を支払っている。これらは本質的に霊的賦課であったらしく，聖香油・ぶどう酒の代価やおそらく貧民救済の献金および暖炉税がそれである。しかしドウヴァを筆頭としてケントのこれらのミンスタは，国王から“寄進されたミンスタ”であって，その種のミンスタの事例を他の地域の王立共住聖堂に一般化するのは適切でない。ケントではミンスタの一群に対する大司教の排他的な霊的権限はケント王 Wihtred (696-716) の時代からすでに確保されていた。7世紀のケントの各ミンスタとマーシャの後代の各ミンスタとの間に多くの差異があることは，疑問の余地がない。次の段落ではあらためて旧マーシャ地域の礼拝所が扱われる (p. 141)。

＜パトロンとしての管区外司教＞

12世紀・13世紀には教会側の体制整備が進行し，王立礼拝所は守勢

に立たされる。しかもその防衛は，デントンによれば慣習上の既得権限の防衛として主張された。そのような状況からして現存の史料によっても，たとえば聖香油の調達や聖職者の叙任権などについては司教の立場が概して尊重されたものと想定される。前出のウルヴァハンプトン [3] における1224年の妥協にせよ，また1281年におけるコヴェントリ・リチフィールド司教管区の全礼拝所に関する妥協にもまさにその姿勢がうかがわれる。その反面で王立共住聖堂が管区外の司教・大司教をパトロンとするばあいには，付属聖堂区に関して現地所管の司教からはるかに完全な免属を達成しえた。グロスタ聖オズワルド修道院 [10] に関する係争においては，司教側から同修道院に関する聖職者の叙任権が既得権として主張されている。またそれとならんで，五旬節には同修道院の参事会員が行列して聖ペテロ修道院へ出頭し，そこで五旬節の献納を行う慣例があったこと，また現にグロスタ司教補佐から聖香油を受領している事実が主張されている。グロスタ司教補佐とは，ウスタ司教の権限代行者である。国王法廷は，この係争について聖オズワルド修道院の側に有利な判決を下した。これに対してウスタ司教は1307年に議会へ請願し，同修道院が司教への拠金を続行するよう強制を求めた。しかしヨーク大司教からの指令があって，同修道参事会は五旬節献金や聖庁献金をチャーチダウン裁判管区所管の参事会長へ支払っている。またその後やはり大司教の指令に従って，聖香油はサウスウェルのミンスタから受けた。チャーチダウン裁判管区は地理的にはウスタ司教管区内にあるとはいえ，法的にはむしろヨーク大司教管区に属しており，ここにはすでにウスタ司教からの完全な免属領域が成立していた。このばあい完全な免属を可能にしたのは，他の司教すなわちヨーク大司教自身がウスタ司教の霊的権限を代行しえたからである。「司教権限は究極において分割不可能であった。しかしそれが分割不可能であるからといって，司教の裁判管轄権の行使に対する国王の影響力・規制力を過小に評価してはならない」(p. 142)。

＜教会法上の免属＞

デントンは，ここであらためて王立自由礼拝所における“自由”すなわち司教の霊的裁判管轄権からの自由の意味に言及する。いいかえると王立共住聖堂の「免属の付属聖堂区において，国王・参事会長・参事会員が享受しえた特権とは何か」ということである。この自由の輪郭は13世紀の過程を通じてはじめて明瞭になるもので，しかも「12世紀・13世紀における王立共住聖堂の変容とは，いわば“教会法上の免属”の完成を志向したものである」という。またこの“教会法上の免属”とは，すでに述べたように“事実上の免属”との区別を示すものであった。また著者は“教会法上の免属”の実例として「修道院には少数ながら教皇特権によって免属されたものがあり，とりわけイーヴシャムや聖オールバンズの両修道院が完全免属の付属聖堂区をもっていた」ことを再確認し，その上で「現存の史料には，免属修道院と王立自由礼拝所との特権における同一性を示唆するものがある」ことを否定しない (p. 142)。

＜免属修道院との比較＞

では両者は完全に同一であるといえるか。結論としては，むしろ不一致の印象が強調されている。一方の免属修道院にとっては，霊的事項に関する教皇直属の主張に現実的な意味があった。免属修道院の巡察権や裁判権は教皇の代理者に帰属し，司教の介入は排除される。教皇の課税は自動的には免除されないが，ローマへの直接上訴権はこれらの修道院にとって，すでにその霊的・政治的地位の一つの指標として不動のものになっていた。他方の王立自由礼拝所の特権に関していえば，教皇から正式な同意をえたという証拠は，国王側の強弁にもかかわらず，またこれまでの懸命の探索にもかかわらず，まったく発見されていない。王立共住聖堂が付属聖堂区に関して完全免属を達成しえたとしても，その達成の過程において教皇が正式に関与し助勢したことはない。すでに再三指摘の通り，教皇側では王立礼拝所の私的な礼拝所としての資格については自明のこととしているが，その付属聖堂区に対する権限については明言していない。教皇インノケンティウス4世の主張によれば，国王の

私的礼拝所や小礼拝堂はなるほどローマ直属であった。教皇はいわば“普遍的な司教”としての権限を強調したに過ぎない。また教皇は，私的小礼拝堂のみならず王立共住聖堂に関しても譲歩したことがある。その譲歩とは，教皇の代理者が共住聖堂の参事会員や勤務者に対して聖務禁止や破門を宣告するに当って，教皇の事前認可を条件とすることを容認したものであるが，それも暫定措置としての譲歩であった。しかし共住聖堂か否かを問わず国王の私的礼拝所がローマ直属であろうとも，それはあくまでも法律上の原則の問題に過ぎない。いいかえると国王側には，現実に教皇の直接介入権が発動されるのは希有の事態であり，それも教皇側が司教権限の防衛の必要に迫られたばあいに限られるという楽観もあった。国王はローマの霊的宗主権に対して外交辞令を述べたことがある。その事例は，聖マルティヌス大教会の参事会長にも見られる。いずれのばあいにも「霊的事項に関して教皇座直属 sedi apostolice in spiritualibus immediate subiecte」という文言が見受けられる。ほかにインノケンティウス4世が王立礼拝所に関して国王に各種の特権を与え，その特権の保全者 conservator としてウェストミンスタ修道院長を任命した際に，その任命をめぐって対立が発生している。1294年1月のある証書にその係争の痕跡がうかがわれ，それによれば聖マルティヌス大教会の参事会長とその娘聖堂，すなわちオールダズゲイト門外の聖ボトルフ聖堂の“常勤司祭代理”との係争があり，それがウェストミンタ修道院長からの受任者のもとで審理された。対立とは同修道院長の審理権をめぐる対立である。上記の通り同修道院長は，すでに各王立礼拝所の特権保全者としての権限を与えられていたものである。いずれにせよここで注目すべきことは，聖マルティヌス大教会つまり王立自由礼拝所に関する係争が“事実上の教皇法廷”で結審されたという事実である。この事例においては，教皇権限が結果として国王とその聖職者官僚との利益擁護に利用されている。しかし一方にこの種の事例があるにもかかわらず「国王側の意図は王立自由礼拝所に関して教皇の介入権からの自由を確保することであった」[12] (p. 143)。

12) この段落におけるデントンの記述も過度に簡略であり，論旨が必ずも明確でない。上記の祖述には筆者自身の判断に基づく補足がなされていることを付記しておく。

＜免属の在俗共住聖堂＞

免属修道院と免属の在俗共住聖堂とは，パトロン権のあり方においても区別されるという。一方の免属修道院には教皇権限が排他的に適用され，その設置者あるいは寄進者がパトロン権を失うことからして，パトロンの側にとっては明らかに不利であった。他方の王立礼拝所においては，国王が依然としてパトロン権を主張しえた。また礼拝所に関する財政的徴発からの自由とは，教皇のみならず司教の徴発からの自由でもあり，それはフランスの王立礼拝所においても同様であったという。王立共住聖堂が教皇課税を拠出した事例も知られているが，そのばあいの収益はもっぱら国王の利用に供せられるもので，いわば名目上の教皇課税が事実上の国王課税であるようなばあいに限ってその拠出の事例が知られる[13]。いいかえるとたとえ教皇課税であろうとも，礼拝所に関してはその徴収権が国王の大権として留保されたということであり，また要するに礼拝所に対しては国王のみが課税権をもち国王の役人のみが徴収権を行使しえた。さらに国王は，王立共住聖堂それ自体のみならずその付属聖堂区においてすら教皇十分の一税の徴収権を留保したという。イギリスの聖職者全員が国王への御用金拠出を決定したばあいの徴収権についても同様である。ほかに著者はローマへの上告にも言及し，エドワード1世が1279年にダービ諸聖人礼拝所 [9] に関してダービ所管の司教補佐に対して教皇への上告を禁止したことを述べている。上告が同礼拝所の特権侵害に相当するということである[14]。しかし一方で，王立共住聖堂の特権を防衛する必要があるときには，当然のこととして国王自身がローマへの請願・上告の発起人になっている。いずれにせよ王立共住聖堂は「教皇からよりも国王から全面的な保護を与えられた」(p. 144)。

13) ① "The like [acknowledgment of the payment] by the dean and

chapter of St Mary, Bruges [Bridgnorth] …… of 6 *l.* of the said *tenth* in the said church (1268)” —*C.P.R.*, *1266-72*, p. 220. ② “The like, by the dean and chapter of the king's chapel of St Mary, Totenhall [Tettenhall, Staffs] …… (1268)” —*Ibid.*, p. 221. ③ “The like, by the dean and chapter of St Mary's, Stafford …… (1268)” —*Ibid.*, loc. cit. ④ “The like, by the dean and chapter of the chapel of St Michael, Pencriz [Penkridge] …… (1268)” —*Ibid.*, loc. cit. ⑤ “The like, by the dean and chapter of Wolvrenehampton [Wolver-] …… (1268)” —*Ibid.*, loc. cit. ⑥ “Rex …… Coventrensis et Lichefeldensis episcopo salutem. Cum dilectus nobis in Christo decanus Sancte Marie Linc', persona ecclesie Omnium Sanctorum de Dereby libere capelle nostre, de pecunia ipsum et canonicos contingente racione proventuum ejusdem capelle de *decima nobis a sede apostolica concessa* per manum suam nobis responderit sicut pro aliis liberis capellis nostris per Angliam precepimus responderi …… (1269)” —*C.C.R.*, *1268-72*, p. 30. cf. also *Ibid.*, pp. 110 f. ⑦ “Order to the dean and chapter of the free chapel of Penkrith [Penkridge] to levy the tenth for one year imposed by the Pope on the clergy of England *to the king's use* from the said chapel and the prebends belonging thereto according to the taxation of the said tenth, so that they have a moiety thereof at the Exchequer on the morrow of Hilary next, and another moiety on the morrow of the Close of Easter following. The like to the follwing: —Wolverhampton, Bridgnorth, St Mary Stafford, St Buryan in Cornwall (1320)” —*C. Fine R.*, III, 39 f. 以上7片のうち①から⑤までは，十分の一税が教皇ではなしに国王によって徴収されたことを示しており，⑥ではやはり十分の一税の徴収権・取得権が教皇から国王に譲渡されている。⑦では十分の一税が国王の使用に供せられることが明記されている。

14) “Whereas the church of All Saints, Derby, is the king's free chapel and exempt from the jurisdiction of the ordinary, and is immediately subject to the Pope, and by grant of the king's predecessors is appurtenant to the deanery of Lincoln, and Mr J. de W., archdeacon of Derby, claims the jurisdiction of the ordinary …… the king prohibits Mr O. de S., dean of Lincoln, and all the canons of the said church …… from obeying the bishop of Coventry and Lichfield …… claiming to exercise such jurisdiction. Also as the king hears that, by pretext of a contention of this kind touching the liberties of the said free chapel between the said dean and canons and the archdeacon, certain appeals have been lodged whereby *prejudice might arise to the king*, he has lately prohibited the said

archdeacon from *setting on foot without the realm any plaint or appeal* touching the liberties of the said church (1279)" —*C.P.R., 1272-81*, p. 313. 前段ではまずダービ諸聖人礼拝所の特権的な地位が再確認され，ダービ所管司教補佐の権利主張の不当性が指摘されている。後段では司教補佐の側にローマ上告の計画があることを察知し，それが“国王に対する権利侵害”になる可能性を示唆し警告している。また“王国の外への上告を計画すること”については，すでに禁止の命令がなされているという。

＜パトロン権＞

続いてデントンは，王立自由礼拝所の聖職者に関する人事権について簡単に触れている。王立礼拝所は再三指摘の通り理論上では教皇直属であり，教皇はその聖職禄に関して直接の任命権を行使しようとしたことがある。しかしデントンによれば，その試みも結局は教皇権限が及びえないことを証明したに過ぎない。1238年の7月以前に，教皇はその特使オットー枢機卿に指示してロジャ某のためにロンドン司教管区内にしかるべき聖職禄の確保を命じた。枢機卿はこれを受けて聖マルティヌス大教会に聖職禄の提供を要求したが，国王は教皇への上告をもってこれに応答し，聖職禄の提供に抵抗した[15]。国王のこのような姿勢は13世紀中にさらに硬化するが「共住聖堂の多くは国王のパトロン権に直属し，世俗のパトロン権の擁護という名目だけで教皇による直接任命の可能性を排除するに十分であった。」聖マルティヌス大教会のみならずウルヴァハンプトン [3] やテテンホル [6] などでも，国王は教皇の主張を無視しえた。しかしダービ [9] ではパトロン権がリンカンの司教座参事会長に与えられ，またペンクリヂ [5] ではダブリン大司教に与えられていた。このようにパトロン権が高位聖職者の手中にあるときは，国王の側でパトロン権を主張しえず，かわりに“国王大権”を強調せざるをえなかったという。ボザム [11] のパトロン権は遠隔地エクセタの司教の手中にあり，至近のチチェスタ司教の影響力を完全には排除しえず，とりわけ不安定な地位にあった。この共住聖堂はその聖職禄に関して現地司教から“prebende curate”としての自由すなわち完全な司牧権限を確保しえなかったとはいえ，国王はここでも人事権に関して現地司教の干渉排

除に専念している。デントンによれば，エドワード1世は1279年に「教皇が“特権”を認可したということ自体が王立自由礼拝所を直任権から免属したことの宣言にほかならない」という主張を展開した。しかも著者は「国王のこの主張の意図がおそらく自己満足と威信誇示とにあった」と考えている。要するに国王は人事権の防衛のために，可能な限りあらゆる論拠を利用したということであろう（p. 145）。

15) *C.P.R., 1232–47*, p. 227. この史料の原文はすでに別稿で引用しているので，ここでは内容の要点を反復するだけに留めたい。拙稿「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」上（『北海道大学文学部紀要』通巻63号，昭和63年）78–79頁。まず教皇は Roger de Sancta Trinitate に書簡を送り，ロンドン司教管区内のしかるべき聖堂において聖職禄を与えることを約束した。教皇特使としての枢機卿は“しかるべき”聖堂として聖マルティヌス大教会を選択し，空席の有無について，また将来における空席の予想について照会した。国王側の見解は，これもすでに指摘の通り，裁判管轄権に関して教皇直属であることを容認した上でまず同教会が“国王の特別礼拝所”であり国王のパトロン権に属していることを指摘し，さらに教皇の直任権限が同教会に及ばないという主張がなされている。“king's *special* chapel”とは“king's *free* chapel”と同義であろう。

＜巡察と大法官＞

デントンは次に王立自由礼拝所への“巡察 visitation”に関連して，大法官の権限に言及している。王立共住聖堂に関する係争はしばしばローマへ上告されたにもかかわらず，その付属聖堂区の霊的主権者は疑いもなく国王自身であった。しかしそのことは国王自身が実際にこの権限を行使したことを意味しない。まず宮廷内礼拝所の巡察に関しては国王の大法官の責任が以前から確立していたらしく，後に大法官は国王の免属領域に関する教会法上の“司教”と見なされるようになる[16]。少なくとも14世紀の早い時期から大法官は国王の施療院[17]や王立自由礼拝所に関する巡察の権限をもっているが，巡察自体は苦情に基づいてなされており，またそれは正規の手続きであったともおもわれない[18]。さらに著者はペンクリヂ [5] への巡察の命令書から「大法官は王立自由礼拝所の司教であり，それらの礼拝所の査察は職権によって大法官の任務になって

いる」[19] という文言を引用し，大法官の権限はすでに確定していたという判断を述べている。このペンクリヂ巡察の際には，同礼拝所の参事会長としてのダブリン大司教に対して大法官が上位の裁判管轄権を行使している。大法官の事実上の権限は，すでに司教のみならず教皇の裁判管轄権をも排除するまでになっていたことが知られる。さらに14世紀後半の1377年には，ウェストミンスタ宮殿内の聖ステファヌス礼拝所に関しても「大法官の裁判管轄権を除くすべての裁判管轄権から，すなわち司教・教皇のいずれの裁判管轄権からも免属されている」という文言が確認される[20] (p. 146)。

---

16) ここでデントンは「1340年以降の大法官が常に聖職者であるとは限らない」という事実を指摘しているが，大法官が俗人であるばあいの巡察については後段で説明される。「王立共住聖堂の付属聖堂区には，国王の大法官が仮に俗人であっても巡察権限を行使しうる」(p. 151)。なお俗人の大法官は以下の通りである (14世紀のみ)。

1340–41 Robert Bourchier, knight.
1341–43 Robert Parving, kt.
1343–45 Robert Sadington, kt.
1371–72 Robert Thorp, kt.
1372–77 John Knyvet, kt.
1378–80 Richard Scrope, lord Scrope of Bolton.
1381–82 Richard Scrope, lord Scrope of Bolton.
1383–86 Michael de la Pole, kt., 1st earl of Suffolk.

俗人大法官の巡察については，前出拙稿80頁以下に1343年の事例すなわち騎士サディングトンの巡察の事例があげられている。このばあいにはほかに聖職者も同行している。俗人だけでは巡察の任務を遂行しえないということか。

17) "To J. bishop of Lincoln. Order to permit the hospital of St John without the East Gate of Oxford to be quit of payments, procurations and other exactions of the ordinary, and to release to the master and bretheren of the hospital any distress that he may have levied in this behalf, as the hospital, which was founded of the alms of the king's progenitors, has been wholly exempt from all jurisdiction of the ordinary and from all such payments as above from the time of its foundation, so that *no one but the king and his chancellor* ought to visit or intermeddle with it (1304)" —*C.C.R., 1302–07*, p. 225.

18) ① “Power to W. bishop of Exeter, the treasurer, and Mr R. de Baldok, archdeacon of Middlesex, the chancellor, to make a visitation of the king's free chapel of St Martin le Grand, London, which is exempt from all jurisdiction of the ordinary; and the dean and chapter of the said chapel are commanded to be attendant to them, and the sheriffs of London are to provide a jury from the city (1323)” —*C.P.R., 1321-27*, p. 355. Cf. also *Ibid.*, p. 225. ② “Commission to the abbot of Alynchestr' …… to visit the king's free chapel of Shrewsbury, which is exempt from all ordinary jurisdiction, and concerning which *complaints* have reached the king's ears that there are defects in its ornaments …… (1329)” —*C.P.R., 1327-30*, p. 478. まず①では大法官のみならず財務府長官に対しても巡察の委任がなされており，②では“苦情”に基づいて巡察がなされている。また大法官は，巡察を代行者へ委任することがあった。その事例については前出拙稿81頁参照。大法官の用務多忙を理由として代行者が指名されている。

19) “Le chaunceller qi est ordeiner de fraunches chapeles le roi & a qi atteint par reson de son office a visiter meismes les chapeles”.

20) “Prohibition to archbishops, bishops, abbots, priors and ecclesiastics, judges ordinary or delegate, notaries public and others who have, as the king is informed, cited William de Sleford, dean of the king's free chapel of St Stephen, in the palace of Westminster, which is *exempt from all jurisdiction ordinary and delegate* (*except that of the chancellor*), to appear before them and elsewhere in court Christian to answer certain articles, and who contemplate holding plea thereof, in the same court to the prejudice of the crown, the jurisdiction of the chancellor, and the liberties and immunities of the said chapel, from attempting any such thing; and if aught has already been attempted in this respect they are to revoke what has been done, and not to molest the dean at their peril (1377)” —*C.P.R., 1377-81*, p. 95.

＜国王の対教皇姿勢＞

では俗界系列すなわち国王・大法官系列の支配に対して，聖界系列すなわち教皇・大司教・司教系列の支配は明確に別系列と見なすべきか。デントンによれば「大法官はほぼ常に高位の聖職者であり，また大法官から巡察を委任されるのは有力な修道士か在俗聖職者であり，さらに礼拝所の参事会長自身もまた仮に司教・司教補佐級でないとしても，国王直属の聖職者のうちで概して高位の聖職者であった。」従ってこのばあい

聖・俗両系列の区別は過大に考えてはならないという。その反面，歴代国王は教皇に対して協調の姿勢を堅持しているような印象を与えるが，王立共住聖堂が付属聖堂区をもちその司牧権限を確立する過程は，教皇・国王の双方の協調によるものではない。ヘンリ3世はすでに1250年にまた1254年に，王立自由礼拝所に関して教皇の裁判管轄権からの免属を宣言した。それは第4章でも言及されており，国王の真の姿勢はこの時点ですでに明白である。またデントンによれば，聖ベリアン共住聖堂 [24] が14世紀に王立自由礼拝所の特権を主張する際に，その聖堂区住民から「国王以外の上級権力者を認めない」という主張がなされている。しかし無用な対立を避けて“ローマ聖庁直属”という虚構を是認したところで，国王の側には当然のことながら格別の不利益がなかった。それのみか「表面上の協力は，教皇・国王いずれの側にとってもいわば安全で堅固な“要塞”への避難を意味した」(p. 146)。

＜教皇側の対応＞

教皇・国王の“同盟”はクレメンス5世 (1305–14) の教皇就任とともに始まり，新しい勅書が王立自由礼拝所に有利な形で発布された。1306年および1309年の勅書がそれであり，教皇の特別な指令によらない限り，礼拝所は教皇の権限代行者による破門・聖務禁止の対象から除外されることになった[21]。これらの勅書も，また1317年のヨアンネス22世の勅書[22]もその実質においては1245年7月21日のインノケンティウス4世の勅書の再交付にほかならず，ヨアンネスの勅書で唯一の新しい点は，“永続的効力”を保障したことである。教皇は従来の主張を堅持しているが，一方では許可事項の完全な曲解を許容せざるをえなかったということである。しかしながらヨアンネスの真意は，国王に礼拝所の権限を確認させた上で，教皇の徴税人には「国王ならびにその役人から妨害されることなく」その任務を遂行させることであった[23]。教皇は古い王立共住聖堂に対しても，特権を保障するためにあえて特別な勅書を発給したことがない。特別な勅書といえば，1304年および1317年の Sainte-Chapelle への勅書がそれである。しかし当時のフランスの共住聖堂は，

聖堂区とは無縁の存在であり，付属聖堂区を欠いていた。ウォールタム[14]に関する免属の勅書も知られているが，その意図は同修道院を王立自由礼拝所という集合から分離することにあり，またそれは同修道院の娘聖堂を司教の裁判管轄権に従属させ，免属対象から除外するものであった。ところで“免属”という用語は国王の大法官府が頻繁に用いているものであるが[24]，著者によればヨーク大司教トマスが十分に認識していたように，このことばを使用すること自体が矛盾を含んでいた。ある聖堂がかつていかなる裁判管轄権に対しても“帰属”を容認したことがないとすれば，その聖堂について果たして裁判管轄権からの“免属”を宣言しうるか」ということである。国王はすでに王立礼拝所に関して，教皇側の許容限度以上に事実上の権限を確保していた。しかも“教会法上の免属”とは教皇の認可による免属を意味することからして，これほど不適切な用語はありえない。「国王は王立共住聖堂の付属聖堂区においてそれ自体の“司教”であろうとしたのみならず，それ自体の“教皇”でもあろうとした。」国王・教皇間には相応の“同盟”関係があるにもかかわらず，教皇への“従属”は国王側にとって容易に容認しがたいということである。教皇主導の改革が進行し，国王側はいわば守勢に立たされた。王立自由礼拝所に関する“教皇からの免属”とは，その守勢の立場から巧妙に獲得した言質であった。教会法上の「免属の主張は，このばあいに限っていえば政策の変化というよりも姿勢の変化を示している。」同時代のフランス国王からも「王国の内部では“皇帝”であるのみならず“教皇”でもある」[25]という自己主張がなされた。教皇側の改革構想による教会再編成は，結果として王立共住聖堂の付属聖堂区を対象外とした。ヘンリ３世・エドワード１世は「不誠実ながら巧妙に，教会法上の変則個体についてすら教皇の認可という雰囲気をつくりだすことに成功した。」王立自由礼拝所それ自体に関する“教会法上の変則個体”という認識は，すでに第３章でも述べられていた（p. 148）。

---

21) “Clemens Episcopus, servus servorum Dei …… Edwardo Regi Angliae …… Tuis itaque supplicationibus inclinati, auctoritate tibi praesentium

indulgemus, *ut nullus, a sede Apostolica delegatus, esecutor, vel etiam conservator a sede deputatus eadem, aut subdelegatus ab aliquo eorundem, possit in personam, & Capellas tuas, Excommunicationis, Suspensionis, vel interdicti sententias promulgare,* absque ipsius sedis mandato, & licentia speciali, faciente plenam & expressam, ac de verbo ad verbum, de indulto hujusmodi mentionem (1306)" —*Foedera*, I, iv, 46. cf. I, i, 153 (1254); I, iv, 141 (1309).

22) cf. *Foedera*, I, i, 119.

23) "To the king. Touching the payment of the yearly cess, now for a long time in arrear, although payment was promised by the king's envoys; and the prohibitions put in the way of the nuncio Rigaud, whom the pope has enjoined not to invade royal rights, nor exact Peter's pence in any other way than that allowed in past time. The pope complains of the obscure and captious prohibitions in which the nuncio is so involved that he does not know what is allowed and what is disallowed, and requires the king to set forth clearly the rights of his chapels, and other liberties, so that the nuncio may carry out his commission *without hindrance from the king or his officials* (1319)" —*Cal. Pap. Letters*, II, 426.

24) "Prohibemus tibi ne decetero intres infra limites libere capelle nostre de Pencrich' exercendo ibidem aliquam jurisdiccionem contra libertates et consuetudines temporibus nostris et predecessorum nostrorum usitatas *super exempcione liberarum capellarum nostrarum, quas habemus in Anglia* (1249)" —*C.C.R., 1247-51*, p. 223. 一例としてこの史料の所在が示唆されている。ここに「イングランド所在の王立自由礼拝所の"免属"」という文言が見られる。

25) "not only *imperator in regno suo* but pope as well".

＜在俗共住聖堂の規律＞

王立共住聖堂の付属聖堂区における司牧の実態については，遺憾ながら確認の手段がない。たとえばカンタベリ大司教ペカムによれば，礼拝所付属の免属領域では司牧が危険にさらされているという。なるほど王立自由礼拝所においては，聖職禄の複数占有や現地常勤免除による代行者依存が完全に放任されていた。しかしデントンは，代行者依存と司牧水準との因果関係や影響度の判定が不可能であると考えている。王立自由礼拝所は司教側の史料に登場することが稀であり，またおそらく参事

会長としての国王直属聖職者は聖堂区に関して相応の自由を享受していたこともあって，彼らの司牧の実態に関して過不足なく叙述するには史料の点で限界がある。現存の記録では参事会員の規律について非難の声しか聞かれない。それらはいずれも12世紀か13世紀初葉に書かれたもので，しかも在俗共住聖堂を修道院へ転換する計画と関連して書かれていることからして十分に客観的な記録とは見なしがたい。まずドウヴァ[13]の参事会員については「……特権の上に安住して過度の享楽に走りかねない。乱行に対して何人も処罰の権限をもたず……」[26]という記録がある。またヘンリ2世はウォールタム共住聖堂[14]に関して「……在俗参事会員は神を敬わず肉欲に溺れること著しく……」[27]という酷評を述べている。両在俗共住聖堂は，後にいずれも修道院に転換されている。ほかにPeter of Bloisは，ウルヴァハンプトン[3]の参事会長経験者として，教皇あての書簡で次のように書いている。

> 「同地の聖職者連中はまったく規律を欠き，ウエイルズかスコットランドの徒輩も同然でした。生活は非道をきわめ，神を侮り，霊魂を脅かし，聖職者の名誉をけがし，民衆の非難・嘲笑の的になっておりました。私の聖書講義の最中にも，ギャスの街道やアスカロンの十字路へくりだして破廉恥な歌をがなりたてる始末でした……姦淫はまさに公然と行われ，まるでソドムのように罪を公言してはばからず，仲間同士で娘や姪を交換して妻にしていました……私は彼らの非道の落とし子を未然に断切るべく最善の努力をいたしましたが，狼を羊に変え，野獣を人間に変えることの方がむしろ容易でございました……」

またピータから教皇への上訴文では「この豚小屋，このサタンの売春宿を神の殿堂に変え……憎しみの根を刈り断ち，罪なきみどり児[28]の種を蒔き……」とも書かれていた。しかし結論としてデントンは「ウルヴァハンプトンが在俗共住聖堂一般の典型か否かは判定が不可能である」と述べている（p. 149）。

26) …… "pour lour franchises devindront trop jolifs; qe nul home ne les poait chastier de lour mesfaitz ……".

27) "…… cum in ea canonici seculares nimis irreligiose et carnaliter vixissent".

28) "Convert this sty of pigs, this whore-house of Satan into a temple of God …… root out malice and sow *innocence*, Holy *Innocent*" 斜体字の部分は時の教皇インノケンティウス3世を意識したものであろう。

＜王権の"神聖性"＞

デントンは次に中世の王権の性格に言及し，その理解のためには哲学・神学あるいは法学の理論家＝歴史家の業績に依存する必要があるという。そこでたとえば E. Kantrowicz, *The King's Two Bodies* (1957) に依拠して，中世の国王の"司祭としての国王 priest-king"という性格，すなわち「聖別・塗油からの一つの"帰結"として……ある種の霊的権能を与えられた国王」という性格が再確認される。いいかえると著者によれば「教皇側の理論にはもはや国王の"聖職者的性格"を許容する余地が存在しないにもかかわらず，キリスト教世界の政治体制においては国王固有の役割があり，その体制が容認される限りにおいて，国王には直接に"霊的権限"を行使する可能性が残されていた」という。では国王の裁判管轄権にせよ職務権限にせよ，それらは単なる"主張"に留まったか，あるいは現実に"行使"されたか。著者によれば"主張"と"行使"との弁別は概して困難であるが，王立礼拝所に関する"主張"には"攻撃よりも防御"の姿勢がうかがわれることからして，額面通り"主張"と解釈して差し支えない。エドワード1世以降にはある種の攻撃もなされたが，そのばあいの「攻撃の根拠は，国王自身の"司祭としての権限 sacerdotal authority"に関する信仰をはるかに超えるところにあった」という。J. W. グレイによれば「13世紀のイギリスの王権はおそらく同時代の西ヨーロッパのいずれの王権にもまして，国王の"神聖不可侵性 sacrosanctity"という中世前期以来の伝承を完全に持続している」という[28]。ではグレイのこの見解は，王立自由礼拝所それ自体の実情にそくして検証しうるか。エドワード1世治世 (1292/3年) のス

タファドの巡回裁判記録には，次のように書かれている。

「国王の礼拝所は“神聖”であり，大司教・司教たりとも介入を許されない。また司教座参事会との訴訟において，国王礼拝所の付属聖堂に関する候補者任命権・土地あるいは地代が国王法廷の判決によって回復されるときは，その回復者は同地所管の司教によらず国王の州長官によって占有権を取得させられるものとする。」[29]

ここではなるほど王権の“神聖性”が言明され，しかもそれは聖職者の神聖性をも超越するような印象を与える。しかしデントンによれば，この種の主張を額面通りに解釈するのは危険であり，この文言からは「社会的＝宗教的な意味よりもむしろ法律上の意味を，さらに憲法上の意味を」読取るべきである。またその意味は「国王の神聖不可侵性の伝承からよりも，むしろローマ法の研究から確認される」という。ローマ法では国王の“palatium（宮殿）”もまた“domus fiscalis（国庫に属する宮廷）”も“神聖な sacra”存在であり，また“神聖な存在”はすべて公法の対象であった。要するにこのばあいの“神聖”とは，聖別・塗油から帰結する霊的意味における“神聖”ではなく，もっぱら“公法”あるいは“憲法”上のいわば“至上不可侵性”を意味するものであった。「13世紀における国王の主要な関心は，単なる（いわば私法上の）財産権の防衛に留まらず，国王としての（いわば公法上の）地位ならびに“王冠”の防衛に向けられていた」(p. 150)。

---

28) J. W. Gray, 'The Church and Magna Carta in the century after Runnymede', *Historical Studies: papers read before the Irish Conference of Historians*, vi (1968). なおデントンの原著に対するグレイの短評については，本稿の冒頭でも触れた。

29) "Nota, ke la chapele le Roy est *Seint*, issint ke nuyl Ercheveske ne Eveske ne avera ke fere: e si avoueson de esglise, appurtenaunt a le [*sic*] chapele, ou tere ou rente, seyt rekevery ver le Deen a la chapitre par jugement de la Cour le Roy, celuy de rekevere ne serra poynt mys en seysine par le Eveske del lu, mes serra par le Vicounte le Roy (1293)" —*Year Books of 20 and 21 Edward I* (Rolls Series), pp. 406-8. [N. B.]

issint ke : ainsi que ; ver : contre.

＜霊的権限と俗的権限＞

国家・教会の間の係争は多くの領域に及んだが，少なくともその一部は“霊的権限 spiritualities”・“俗的権限 temporalities”の間に境界線を設定することによってすでに解決されていた。両者の区別がなされた結果として，聖職禄への候補者推薦権について裁判管轄権を主張する際にも，また国王大権を主張する際にも，国王側にとっては“俗的権限”の防衛を論拠とすることが可能になっている。では境界線をどこに引くべきか。そのことはもとより争点になりえたが，区分すること自体は広範に容認されていた。メイトランドの指摘の通り，両者の区分はブラクトンによっても容認されている。

> 「教皇が“霊的事項”に関して万人に対する正規の裁判管轄権をもつとすれば，同様に国王は“俗的事項”に関して王国内で正規の裁判管轄権をもち，しかも国王には同位者も存在しない。」[30]

両者の区分は，コモン＝ローとカノン＝ロー（教会法）との区分に対応して強調されることになった。しかし霊的権限（事項）と俗的権限（事項）とが実際に峻別しうるとは限らず，王立共住聖堂の付属聖堂区に対する司牧権限は，教会側からの認可なしに行使されるとはいえ，その実質からすれば霊的権限にほかならない。William Lyndwood (1375 ?–1446) の関心はもっぱら教会法に向けられていたが，その彼もこのことを全面的に認めている。彼は自問する。王立共住の付属聖堂区聖堂は，教会法上の聖職禄 benefice と見なしうるか。ある観点からすれば，聖職禄とは見なされない。付属聖堂区には司教の司牧権限が及ばず，参事会長の委嘱には司教やその代行者の委嘱権限が及ばない。一般の聖堂では，司教の同意がない限り王侯あるいは俗人に対して聖職者委嘱の権限が認められない。一般の聖職禄では相互の交換も可能であるが，王立共住聖堂の付属聖堂区については一般の聖職禄との交換が不可能である。王立共住聖堂の付属聖堂区では，候補者推薦以前の“時間経過”によってパト

ロン権を喪失することがない[31]。また王立共住聖堂の付属聖堂区に対しては，国王の大法官が仮に俗人であっても巡察権限を行使しうる。リンドウッドはこのように王立共住聖堂の付属聖堂区と教会法上の聖職禄との相違点を列挙した上で，両者の類似点としては両者にいずれも聖堂すなわち身廊・聖歌隊席・鐘楼・鐘・参事会会議室・廻廊・墓地・授洗所があることを指摘し，さらに聖堂区住民の存在とともに，参事会長やその代行者が秘蹟執行の権限を与えられていることにも言及している。そこでリンドウッドは，国王の霊的権限たとえば聖職委嘱・聖職推挙の権限を承認しながらも，国王はそれらを“教皇の認可によってのみ”行使しうるという点を強調する。この種の霊的権限は，彼によれば超記憶的な過去からのいわゆる“取得時効 prescription”として主張しうるものではない。国王はいわゆる“persona mixta”として，単なる俗人でではなく聖職者の側面をも備えているが，その国王すら無条件の霊的権限を主張しえないということである。国王はその特権に関して教皇勅書を取得していない。そのことはリンドウッドにとって自明の事実であった。では王立共住聖堂の付属聖堂区は，教会法上の聖職禄でないと考えるべきか。彼の結論によればこの聖堂区もまた教会法上の聖職禄にほかならず，ただそこでは正規の司教権限が横領され，付属聖堂区は非合法に占有されているに過ぎない。要するに「リンドウッドは，王立共住聖堂の付属聖堂区における国王権限について詳述してはいるが，教会法上の権限については全面的に否認した」(p. 151)。

---

30) “sicut dominus papa in *spiritualibus* super omnibus habeat ordinarium jurisdictionem ita habet rex in regno suo ordinarium in *temporalibus*, et pares non habet neque superiores” 斜体字はいずれも文脈によって霊的・俗的な“権限”のならず“財産”あるいは“事項”をも意味する。

31) ① “Grant to R. de K., king's clerk, of the prebend of Dunston in the king's free chapel of Pencrich, the collation to which has lapsed to the king because the dean of the chapel, to whom it belongs, has neglected to collate to it *for more than six months* from the date of its voidance, taking the profits and emoluments to his own use (1337)” —*C.P.R., 1334–38*, p. 554. ② “Grant to J. de Sancto Paulo, king's clerk, of the prebend

of St Michael in the king's free chapel of Pencrich, which has lapsed to the king because the dean of the chapel, to whom the collation belongs, has left it unfilled *for more than six months* from the time of voidance, applying the fruits and emoluments to his own use while the houses of the prebend have fallen into ruins and its possessions dilapidated (1337)" —*Ibid.*, p. 557. "時間経過 lapse of time" によって国王がパトロン権それ自体を喪失しないのは事実である。しかもこれらの事例では，参事会長がある聖職禄を "6ヵ月以上" にわたって放置したことによって候補者の決定権が国王自身の手中に移行している。

＜霊的自由の "残存"＞

ここであらためて述べるまでもなく，原著最終章の表題は「霊的自由の "残存"」であり，その最終段落ではこの "残存" の意味が再確認される。まず国王直属の礼拝所には，国王直属身分の聖職者が参事会長に任命され，彼らはそれぞれ "quasi-bishop" つまり準司教であったという。参事会長のうちの若干名は，すでに述べた通り，ほかにいずれかの司教座の司教職を兼任していた [たとえば 11, 15, 18]。また聖ベリアン [24] の参事会長は，14 世紀にはじめて王立共住聖堂の参事会長としての権限を確立する。従ってこれらを別として，14 世紀初頭の時点では王立礼拝所参事会長のうちで 8 名だけがそれぞれ免属の聖堂区をもっていた [1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 20]。いいかえると，デントンの基準で本格的な王立自由礼拝所と見なしうるものは，この時点で 8 件であることが再確認されている。またやはりすでに述べたように，王立自由礼拝所のうちには管区司教の権限を完全に排除しえなかったところもある。しかし著者によれば，そのばあいでも国王ならびに現地参事会長は王立自由礼拝所に関して事実上の "司教権限 episcopalia" を保留しており，それに比較するならば，管区司教の正規の "司教権限" については，その実際の効力を過大に評価してはならないという。王立自由礼拝所は，征服以降に新設されるものを別とすれば，基本的に旧ミンスタの "残存" であった。すなわち「若干の大規模な共住聖堂において国王の "dominium" が残存した。」このばあいの "ドミニウム" とはいうまでもなく "dominus"

としての権利であり，端的にいえば所有権あるいは“私有権”である。旧ミンスタは，ドイツのいわゆる“私有聖堂”に相当するものと考えられている。また“ドミニウム”の主要な内容としては，司牧権限の有無にかかわらず一方で参事会長職に関する国王の“任意の”委嘱権限が注目され，他方では一般参事会員の聖職禄に関する参事会長の同様の権限が考えられている。上記の事実上の“司教権限”とはこの“ドミニウム”にほかならず，さらに概していえば「免属の付属聖堂区は“小司教管区”も同然であった。」従来の一般的な見解によれば，旧ミンスタはそれぞれ概して複数の付属礼拝所をもち，その旧ミンスタの解体によって各付属礼拝所が独立し，いずれも単数の司祭をもつ聖堂区聖堂に再編成されたと考えられていた。この見解が大筋において正しいとしても，デントンはその解体再編成が「従来の想像よりも不徹底であった」として“解体”の過大評価を修正している。この“解体”の“不徹底”とは，王立共住聖堂の“残存”の別の表現である。ほかに従来の一般的見解として，たとえば「俗人の所有権という古い世俗の観念は，12世紀末以前にすでにパトロン権という教会法上の観念によって置換されていた」[32]といわれている。またたとえば「私有聖堂は，12世紀の過程においてイングランドから徐々に，しかも格別に衝突・抗争もなく消滅した」[33]という見解もある。このような見解に対しても，デントンの結論は「若干の留保が必要である」ということばで尽くされている。実際には王立自由礼拝所が各地に“残存”し，その結果としてこれらの免属聖堂やその広大な免属聖堂区では「司牧の問題についてすら，司教のみならず教皇の統治機構もまた貫徹を阻まれていた」ということである[34] (p. 152)。

---

32) C. R. Cheney, *Episcopal Visitation of Monasteries in the Thirteenth Century* (Manchester, 1931), 1956, p. 160.

33) H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance of Medieval England*, p. 286.

34) 原著の本文はここで終わり，以下153頁から174頁まで付録として次の史料8点が収録され，さらに地図1葉が添付されている。
APPENDICES

I Act of Bishop Eustace of Fauconberg concerning the submission of the church of Witham to the bishop's jurisdiction.
II Agreement between Giles of Erdington, dean of Wolverhampton, and Alexander Stavensby, bishop of Coventry and Lichfield.
III Mandate of Pope Gregory IX.
IV Confirmation of Pope Gregory IX.
V Spurious indult of Pope Clement IV.
VI Mandate of Pope Clement IV.
VII Agreement between the bishop of Lichfield and the deans and canons of the royal chapels of his diocese.
VIII Case concerning Derby in the court of the King's Bench.
MAP: English royal free chapels, 1300.

《おわりに》

王立自由礼拝所の“憲法”に関するデントンの所説の概要は以上の通りである。原著執筆の意図は，すでに冒頭の「緒言」で述べられている。またその結論は，上記の通り最終章の最終段落において，やはり著者自身によって簡潔に述べられているので，ここではもはや反復を要しない。そこで最後に，筆者自身の問題関心から今後の課題に言及して本稿の結びとしたい。

本書の“*royal* free chapel”とは第1章の要約の末尾に付記したように，史料に“*king's* free chapel”と書かれているもののすべてではなく，いわば“狭義”の王立自由礼拝所であり，その構成においては比較的大規模な王立の“共住聖堂”である。デントンのように自由礼拝所特有の“免属特権”を問題にする限りにおいては，なるほど狭義の自由礼拝所しか考察の対象になりえない。しかし筆者のように王立礼拝所の別な側面，すなわち国王直属の聖職者官僚の“給養財源”という側面に注目するならば，中小規模の“非共住”の聖堂もまた検証の対象とせざるをえない。

前出の拙稿「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」(上・中・下)では，結果として狭義の王立自由礼拝所を扱ったことになる。そのばあ

いも筆者の関心は，もっぱら聖職者官僚の“給養財源”という側面に向けられていた。今後の課題は，同じ問題関心から検証の範囲を広義の王立自由礼拝所全般に拡大することにほかならない。また時代の範囲は13世紀までに留まらず，14世紀やそれ以降にも及ぶことになろう。

なお12世紀・13世紀は筆者にとってこれまでほぼ不案内の時期であり，また筆者には原著者がいうような意味での“憲法”史の分野について基本的な予備知識が欠けていた。原著に対する印象を付記するならば，記述の反復が多い反面で，説明不足とおもわれる個所が少なくない。説明不足とは原著者側の責任というよりも，むしろ筆者自身の予備知識の不足に起因する一方的な印象かも知れない。いずれにせよそのような部分には，筆者の理解が及ぶ範囲で説明を補足した。その補足が逆に原著に対する誤解・曲解を増幅した可能性もありえよう。諸賢の御叱正をたまわりたい。

最後にデントンの原著は“版元絶版”ということで，やむをえず東北大学の蔵書を借覧した。借覧に当っては同大学経済学部の篠塚信義教授から過分の御高配をたまわった。同教授の御配慮がなくては，この時点で本稿を公表しえなかった。ここに追記して重ねて謝辞を申述べたい。

〔完〕